

学生割引の取扱いをする指定学校の学生等の範囲は、指定学校に在籍する学生に限られます。海外からの留学生は、学校の正規生ではないため割引の対象とはなりません。

ただし、以下の条件を全て満たした場合を除きます。

- ・ 1年以上在籍すること
- ・ 在籍する学生と同様の学生証等を交付すること

## 【参考】

正規生とは、指定学校に在籍し卒業を前提に就学する学生等を言います。聴講生、科目履修生、委託生及び研究生などは正規生とはなりません。